

ID: 21

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	河川予定地内の行為の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	河川法 第100条において準用する第57条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和39年法律第167号		
<b>【基準】</b>	<p>法第57条第1項の規定による。  (河川予定地における行為の制限)</p> <p>第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為  (2) 工作物の新築又は改築</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>13 第57条第1項(河川予定地における行為の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。</p>		
<b>標準処理期間</b>	15日(通知による。)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日